

第II部 国土交通行政の動向

※章タイトルをクリックすると該当ページに移動します。

1章 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組み

- ・復旧・復興の現状と対応策
- ・福島復興・再生等
- ・インフラ・交通の着実な復旧・復興
- ・復興まちづくりの推進・居住の安定の確保
- ・地域公共交通の確保と観光振興
- ・復興事業の円滑な施工の確保
- ・東日本大震災を教訓とした津波防災
- ・地域づくり

2章 時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

- ・国土政策の推進
- ・社会資本の老朽化対策等
- ・社会資本整備の推進
- ・交通政策の推進
- ・観光政策の推進
- ・海洋政策(海洋立国)の推進
- ・海洋の安全・秩序の確保
- ・水循環政策の推進
- ・土地政策の推進
- ・自転車活用政策の推進
- ・デジタル化による高度化・効率化
- ・公共工事の品質確保と担い手の確保・育成
- ・新たな国と地方、民間との関係の構築
- ・政策評価・事業評価・対話型行政
- ・東京2020大会開催に向けた取組み

3章 観光先進国の実現と美しい国づくり

- ・観光をめぐる動向
- ・観光先進国の実現に向けた取組み
- ・良好な景観形成等美しい国づくり

4章 地域活性化の推進

- ・地方創生・地域活性化に向けた取組み
- ・地域活性化を支える施策の推進
- ・民間都市開発等の推進
- ・特定地域振興対策の推進
- ・北海道総合開発の推進

5章 心地よい生活空間の創生

- ・豊かな住生活の実現
- ・快適な生活環境の実現
- ・利便性の高い交通の実現

6章 競争力のある経済社会の構築

- ・交通ネットワークの整備
- ・総合的・一体的な物流施策の推進
- ・産業の活性化

7章 安全・安心社会の構築

- ・ユニバーサル社会の実現
- ・自然災害対策
- ・建築物の安全性確保
- ・交通分野における安全対策の強化
- ・危機管理・安全保障対策

8章 美しく良好な環境の保全と創造

- ・地球温暖化対策の推進
- ・循環型社会の形成促進
- ・豊かで美しい自然環境を保全・再生する国土づくり
- ・健全な水循環の維持又は回復
- ・海洋環境等の保全
- ・大気汚染・騒音の防止等による生活環境の改善
- ・地球環境の観測・監視・予測

9章 戦略的国際展開と国際貢献の強化

- ・インフラシステム海外展開の促進
- ・国際交渉・連携等の推進
- ・国際標準化に向けた取組み

10章 ICTの利活用及び技術研究開発の推進

- ・ICTの利活用による国土交通分野のイノベーションの推進
- ・技術研究開発の推進
- ・建設マネジメント(管理)技術の向上
- ・建設機械・機械設備に関する技術開発等

- 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により甚大な被害を受けたことから、最大クラスの津波(L2)に対してはハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防御により被害を最小化させるとした減災の考え方を新たに提示。
- 比較的発生頻度の高い津波(L1)に対しては、人命、資産等を守り、国土を保全する観点から、引き続き、海岸堤防の整備を推進。

最大クラスの津波(L2)

- **最大クラスの津波**に対して、ハード対策とまちづくりや警戒避難体制の確立などを組み合わせた「**多重防御**」により、人命への被害を極力生じさせないことを目指す

最大クラスの津波(L2)

2011年 東北地方太平洋沖地震の津波高さ

比較的頻度の高い津波(L1)

- **比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一度程度)**に対して、**海岸保全施設の整備による対応を基本**として、人命、資産、国土(海岸線)等を確実に守ることを目指す
- また、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が**粘り強く発揮できるような**構造物の技術開発・整備を実施

1896年 明治三陸地震の津波高さ

比較的頻度の高い津波(L1)

【関連リンク】

白書本文 第Ⅱ部第1章第7節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2170000.html>

戦略的・計画的な社会資本整備の推進（社会資本整備重点計画）

- 2021年5月に第5次社会資本整備重点計画（2021～2025年度）が閣議決定。
 - 第5次計画では、コロナ後を見据え、「デジタル」と「グリーン」に関する重点目標を新たに設定。さらに、ストック効果の最大化に向け、「総力」と「インフラ経営」の2つの概念を追加。
- ※社会資本整備重点計画とは、「社会資本整備重点計画法」に基づき、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため策定する計画である。

第1章：第4次計画からの社会情勢の変化

- ①激甚化・頻発化する自然災害、②人口減少等による地域社会の変化、③国内外の経済状況の変化、④加速化するインフラの老朽化
- ⑤デジタル革命の加速、⑥グリーン社会の実現に向けた動き（2050年カーボンニュートラル等）・ライフスタイルや価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症による変化（デジタル化の必要性、サプライチェーンの国内回帰、地方移住への関心の高まりや東京一極集中リスクの認識拡大等）

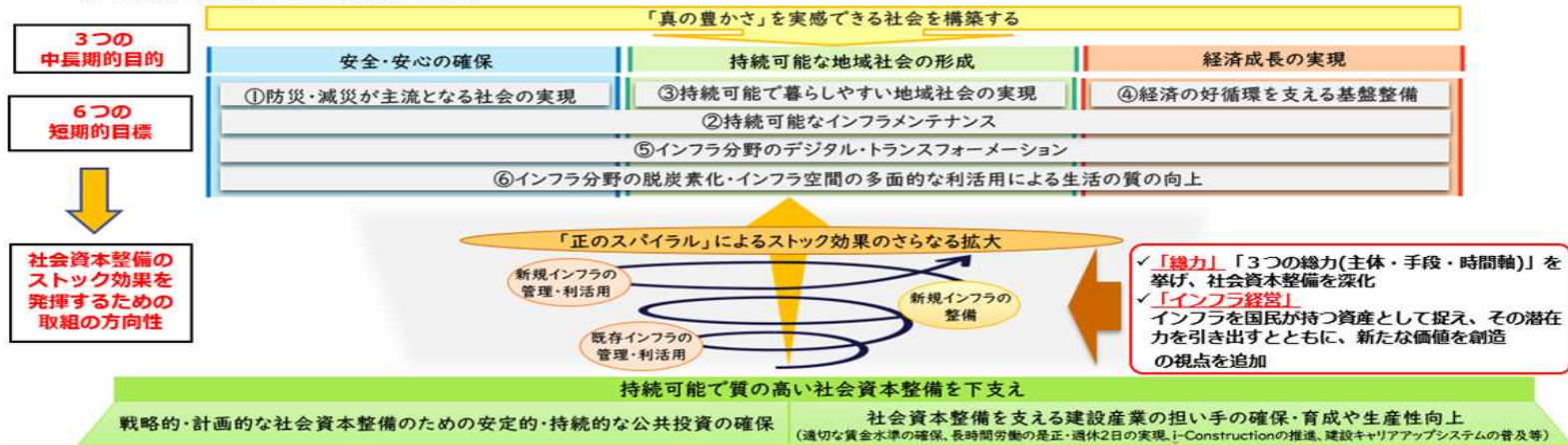
第2章：社会資本整備の取組の方向性

【社会資本整備の中長期的な目的】

- 国民が「**真の豊かさ**」を実感できる社会を構築する。
- そのため「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の**3つの中長期的目的**に資する社会資本を**重点的に整備し**、**ストック効果の最大化**を目指す。

【5年後の短期的目標及びその達成に向けた取組の方向性】

- 3つの中長期的目的及び社会情勢の変化を踏まえ、**5年後を目標に6つの短期的目標**を設定。
- 特に、「**新たな日常**」や**2050年カーボンニュートラルの実現**を見据え、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションや脱炭素化、サプライチェーンの強靱化・最適化、新たな人の流れを支えるための基盤整備等に取り組むことが必要。
- 目標達成に向け、社会資本整備の**ストック効果を最大限発揮**させるためには、社会資本整備に「**総力**」、「**インフラ経営**」の視点を取り入れ、「**正のスパイラル**」を生み出すことが必要不可欠。



【関連リンク】

第5次社会資本整備重点計画
白書本文 第Ⅱ部第2章第3節

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000168.html

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2230000.html>

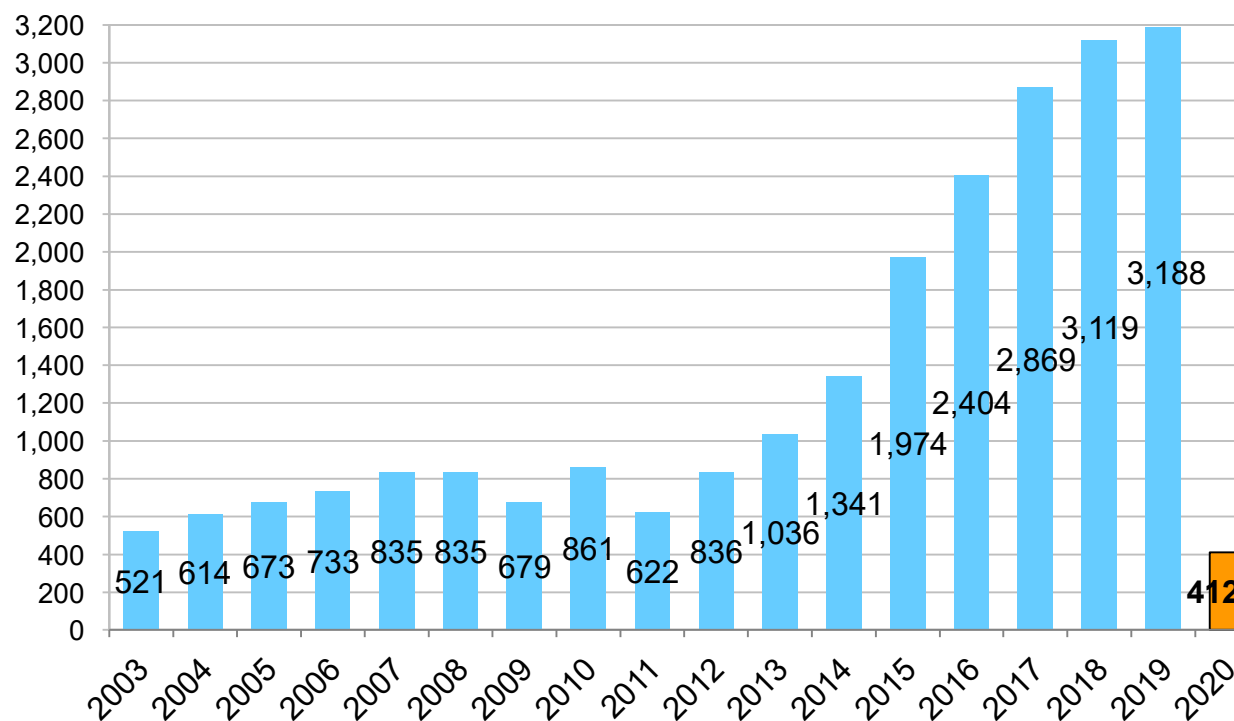
観光の現状

- 2020年の日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で約10.0兆円（対前年比54.5%減）。
- 2020年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により2月以降大きく減少し、対前年比87.1%減の412万人。

2020年の現状

項 目	実 績	対前年比
国内旅行消費額	10.0兆円	54.5%減
訪日外国人旅行者数	412万人	87.1%減
訪日外国人旅行消費額	7,446億円 (※2020年1-3月期より試算)	84.5%減
訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数	779 万人泊	81.9%減
出国日本人数	317.4万人	84.2%減

訪日外国人旅行者数の推移



【関連リンク】

観光庁 統計情報

白書本文 第Ⅱ部第3章第1節

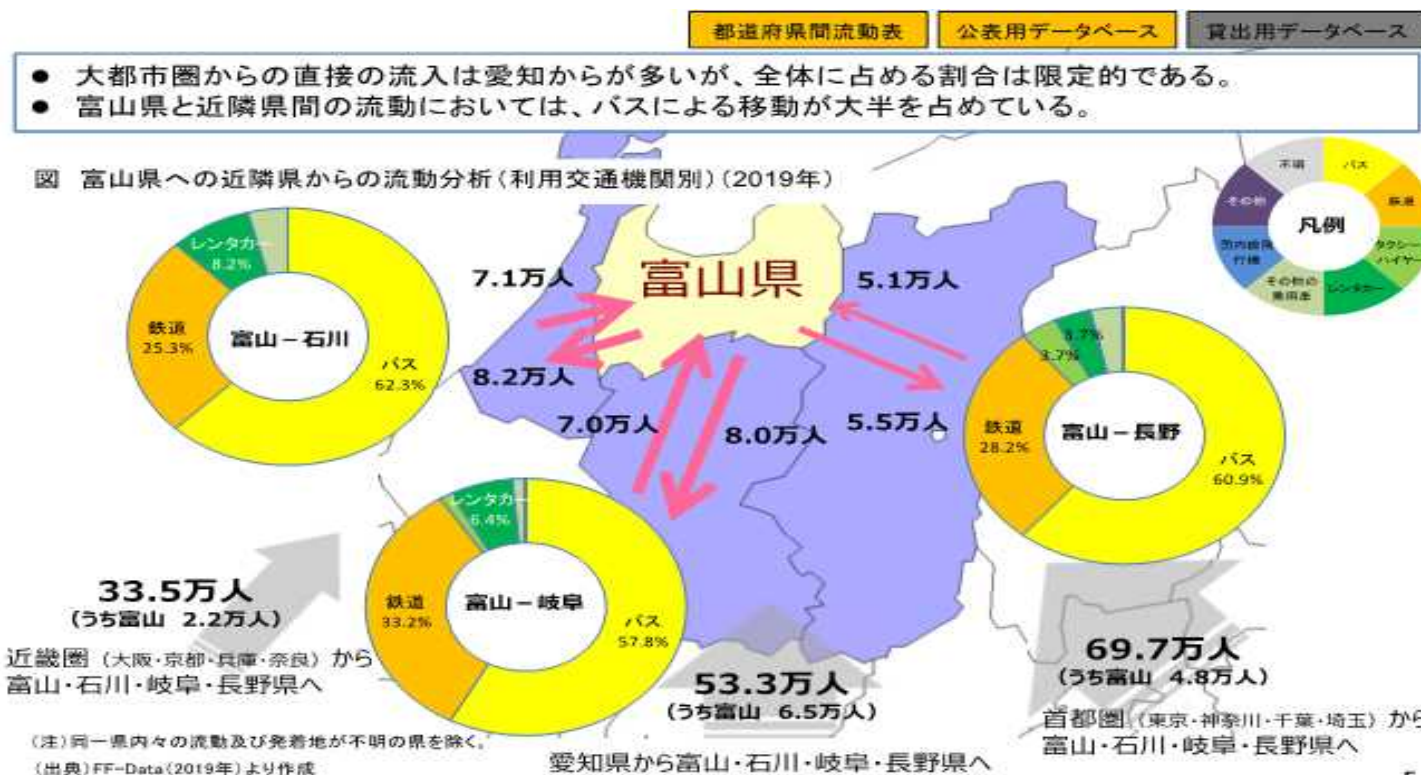
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/index.html>

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2312000.html>

観光先進国の実現に向けた取組み（広域周遊観光の促進）

- 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促すため、2021年3月、訪日外国人の移動の実態が把握できるFF-Data（Flow of Foreigners-Data）について、2019年分を公表。これにより、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しへの活用が期待。

<FF-Dataを活用した分析例(特定の都道府県の流動分析・富山県の例)>



【関連リンク】

FF-Data（訪日外国人流動データ）
白書本文 第Ⅱ部第3章第2節

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000022.html
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2321000.html>

観光先進国の実現に向けた取組み(急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実)

- 外国人患者を受け入れる医療機関について、2020年度に1,920（うち都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は1,450）の医療機関をリスト化し、情報発信を実施。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト(医療機関リスト)のポイント

- ① 外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関が掲載される。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されない。
- ② 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリーを設け掲載されている。
 - ・ カテゴリー1: 入院を要する救急患者に対応可能な医療機関(都道府県で1つ以上)
 - ・ カテゴリー2: 診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関(二次医療圏に1つ以上)

医療機関リスト掲載の医療機関 ^{1), 2)}		
外国人患者を受け入れる 拠点的な医療機関		外国人患者を受け入れる適格な医療機関 (拠点的な医療機関としての選出はなし)
カテゴリー1 (救急対応可能: 都道府県で1つ以上) (要件) ● 多言語対応の適格性ありと都道府県が判断 ● 地域の医療体制を考慮し都道府県が選出	カテゴリー2 (診療所含む: 二次医療圏に1つ以上)	(要件) ● 多言語対応の適格性ありと都道府県が判断

- 医療機関リストは、令和元年度から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめる。
観光庁では日本政府観光局(JNTO)のHPにおいて多言語で公開している。

【関連リンク】

日本政府観光局(JNTO)HP https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
 白書本文 第Ⅱ部第3章第2節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2323000.html>

美しい国づくりに向けた取組み(グリーンインフラの推進)

- 多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを推進し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりにつなげることを目的に、2020年3月に「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立。
- 1年目となる2020年度は、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法等の検討等のため、グリーンインフラ取組事例の収集・表彰、オンラインセミナーやシンポジウム、グリーンインフラアドバイザー制度の創設等を実施。

＜グリーンインフラに関連する事例集＞

2021年3月には、多様な主体に対してグリーンインフラへの理解をしていただくとともに、具体の取組みイメージを形成することを目的とした「グリーンインフラ事例集」、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員よりグリーンインフラに関連する技術を幅広く収集し整理した「グリーンインフラ技術集」、グリーンインフラ推進のための支援の充実として、ファイナンス確保に関する「グリーンインフラ金融部会資料集」を作成・公表。

グリーンインフラ事例集



グリーンインフラ技術集



グリーンインフラ金融部会資料集



＜オンラインセミナーの実施＞

グリーンインフラに関する取組事例や技術、資金調達方法について、部会長や幹事が中心となって講師を務めるオンラインセミナーを毎月開催。

(イメージ)



【関連リンク】

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム
白書本文 第Ⅱ部第3章第3節

<https://gi-platform.com/>
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2332000.html>

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

- 人口減少・高齢化が進み、地域の活力低下が懸念される中、都市の魅力を向上し、まちなかに賑わいを創出するため、「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成。
- 2020年9月、官民が連携してにぎわいを創出する取組みを市町村のまちづくり計画に位置付けるなどの措置を講ずる都市再生特別措置法等一部改正法が一部施行。「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを法律・予算・税制のパッケージで支援。

【「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による魅力的なまちづくり】

計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出



【関連リンク】

国土交通省 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
白書本文 第Ⅱ部第4章第2節

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2421000.html>

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

- 2021年4月、「ニューノーマルに対応した新たな都市政策はいかにあるべきか」として、都市アセットを最大限に利活用した、まちづくりの方向性を公表。

【目指すべきまちづくりの方向性に向けた具体的な取組み(イメージ)】

デジタル技術を活用した都市サービスの提供



顔認証受付・決済で 混雑情報・防災情報等まちの
手ぶら観光 情報のリアルタイム発信 誰もがスムーズに
自由に動けるモビリティ

都市アセットのポテンシャルを 引き出す空間づくり



ウォークアブル空間創出のための
街路空間の再構築 (松山市) 多様な人々の賑わいを生むための
駅前広場の再整備 (天理市)

使われていない土地や 限られた空間の有効活用



土地区画整理事業で集約した
空店舗等の数地の活用 (彦根市) 立体空間を活用した緑・オープン
スペースの創出 (目黒区)

まちづくりの担い手、プロセスの充実



データ活用を中心的な役割を
担うまちづくり団体 (柏市) データによりまちの課題を可視化
し、市民参加を充実 (松山市)

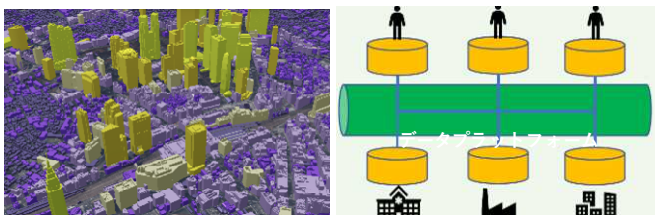


民間と連携した公園のリノベ
ーション・利活用 (名古屋市中) 旧温泉宿を活用したコワーキング
スペースの設置 (別府市)



景観に配慮した空地の広場化 (高山市)

データの整備・共有に向けたルールづくり



3D都市モデルの整備・活用 地域の官民データ共有のルールづくり

まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化
の社会実験 (福山市) 自動運転技術を活用した公園での
社会実験 (奈良市)

公共空間の可変的・柔軟な利活用



街路空間におけるオープンテラス
による活用 (沼津市) 災害時の公園での避難者への給水
(熊本市)

【関連リンク】

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html

白書本文 第Ⅱ部第4章2節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2422000.html>

所有者不明土地の解消・発生抑制

- 所有者不明土地法の施行後3年経過の見直しに向けて検討を進め、次期通常国会に必要な法案を提出。
- 土地所有者向けリーフレットや所有者不明土地対応事例集を新たに作成し、最近の土地に関する制度改正などをわかりやすく周知する広報活動を展開。

【所有者不明土地法の主な見直し内容】

- 1 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充
- 2 管理不全土地の適正管理を図るための仕組みの創設
- 3 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組みの創設

第8回「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」
国交省資料「所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向けた検討」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dai8/siryou1-1.pdf>

【関連リンク】

国土交通省 人口減少時代における土地政策の推進～所有者不明土地等対策～
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html
白書本文第Ⅱ部第4章第2節
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2425000.html>

【土地所有者向けのリーフレットによる周知・啓蒙活動】

土地の適正管理に関連する法律の概要や、知っておきたい土地に関するリスク、お悩みに対する相談窓口等をまとめたリーフレット。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001406391.pdf>



所有地のことで悩んでいませんか?

あります! 解決方法

現状・お悩み	ご希望・相談先	解決策・相談先
土地を使う予定はない。	土地を手放す	◆宅地建物取引業者に相談 ◆「空き家バンク」など空き家や空き店舗が活用されるサービスも利用
近くに住んでいて管理できない。	土地を使ってくれる人を探す	◆宅地建物取引業者に相談 ◆近所や近所内などで地域ののために利用してもらう(広場や祭場など)
土地を相続することになって困る。	管理してくれる人を探す	◆地域のシルバー人材センターでは除草作業なども依頼で依頼可能 ◆自治会・町内会などで管理を受けている場合も
登記手続きや土地の境界がきちんとされていないようだ。	管理業者に委託する	◆郊外業者や不動産管理会社に土地の管理を有料で委託可能
	相続を放棄する の期間があります。	◆相続手続き開始から3ヶ月以内であれば、放棄手続きが可能 詳しくは弁護士へ相談
	専門家に依頼する	◆登記の手続きは、司法書士や不動産管理会社へ(ご自身で行うことも可能) ◆土地の境界線などについては、土地家屋調査士へ

相談先・窓口

解決方法の詳細や依頼先の検討は、
土地が所在する自治体の窓口へご相談ください。
インターネットで関係機関や民間の支援団体を検索し、相談することもできます。
●国土交通省のホームページでは所有者不明土地に関する内容について詳しくご案内します。



国土交通省ホームページ
所有者不明土地等対策の推進

北海道総合開発の推進(第8期北海道総合開発計画中間点検)

- 2020年3月に、現在の北海道総合開発計画※の総合的な点検（中間点検）の報告書を公表。この中で、今後の計画推進に係る基本的な考え方及び、計画の3つの目標「人が輝く地域社会」「世界に目を向けた産業」「強靱で持続可能な国土」それぞれの、今後の重要施策を整理。

※北海道総合開発計画は、北海道開発法に基づき、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、国が策定している計画。現在は第8期計画期間(2016年3月閣議決定、計画期間:2016年度～おおむね2025年度)。

第8期北海道総合開発計画の概要

北海道の強みである「食」「観光」が戦略的産業

農林水産業、観光等を担う
「生産空間」※を支え「世界の北海道」を目指す



※生産空間: 主として農業・漁業に係る生産の場を指す。
生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

第8期北海道総合開発計画中間点検

【今後の第8期計画の推進について】

【基本的な考え方】

- 感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動両立が必要
- 感染症の影響を受けても、「食」「観光」の強み・魅力は失われない
- 「新たな日常」を先導する地域を創出

【今後の重要施策の概要】

人が輝く地域社会

分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

世界に目を向けた産業

- [食]我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速
- [観光]国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化
- [産業]ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進

強靱で持続可能な国土

- [強靱化]激甚化・頻発化する災害等対応/冬期複合災害への備え
- [環境]環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組

北海道総合開発の推進(ウポポイ開業)

- アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、2020年7月にウポポイ（民族共生象徴空間）が開業。
- ウポポイは「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」等から成り、アイヌの暮らしや伝統芸能を体感できる施設。
- 多くの人々がウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感してもらえるよう、年間来場者数100万人を目指して管理運営を実施。

＜ウポポイ ロゴマーク＞



【関連リンク】

ウポポイHP <https://ainu-upopoy.jp/>

白書本文 第Ⅱ部第4章第5節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2452000.html>

豊かな住生活の実現(住生活基本計画)

- 「住生活基本計画（全国計画）」は、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定めており、おおむね5年ごとに見直し。
- 2021年3月、新たな時代における住宅政策の指針として、「住生活基本計画」（計画期間：2021年度～2030年度）を閣議決定。
- 今回の計画においては、社会環境の変化を踏まえ、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性及び、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を明記。

住生活をめぐる現状と課題

- 世帯の状況 ○気候変動問題 ○住宅ストック
- 多様な住まい方、新しい住まい方 ○新技術の活用、DXの進展等 ○災害と住まい

これらの課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」の視点

- 目標1 新たな日常、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

②「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備

③「住宅ストック・産業」の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

【関連リンク】

国土交通省 住生活基本計画(全国計画)
白書本文第Ⅱ部第5章第1節

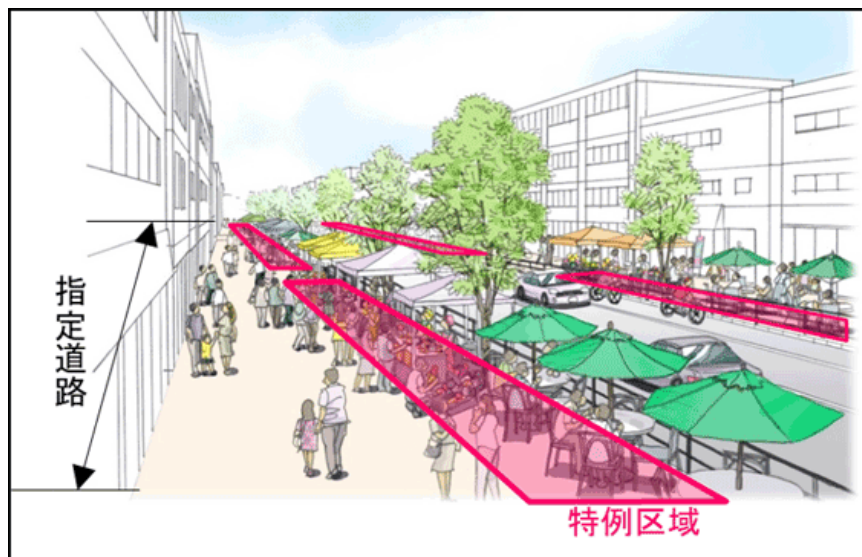
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000032.html
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2511000.html>

多様なニーズに応える道路空間の実現

- 2020年11月、賑わいのある道路を構築するため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の創設等を内容とする「道路法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第31号）が施行。
- 歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定め、その内に歩行者の利便増進に資する特定の施設等を占用する場合、占用許可基準が緩和され、より柔軟なオープンカフェ等の占用が可能。
- また、占用者を公募により選定することで民間の創意工夫を活用しやすくしたほか、最長20年の占用が可能となり、テラス付き飲食店等の参入も促進。

※コロナ占用特例は、特例措置終了後も路上利用を継続できるよう、ほこみちへの移行及び同制度の普及を促進。

利便増進のための占用を誘導する特例区域



コロナ占用特例実施事例

栃木県宇都宮市



長野県松本市



【関連リンク】

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度 <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>
白書本文 第5章第2節
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2522000.html>

新幹線鉄道の整備

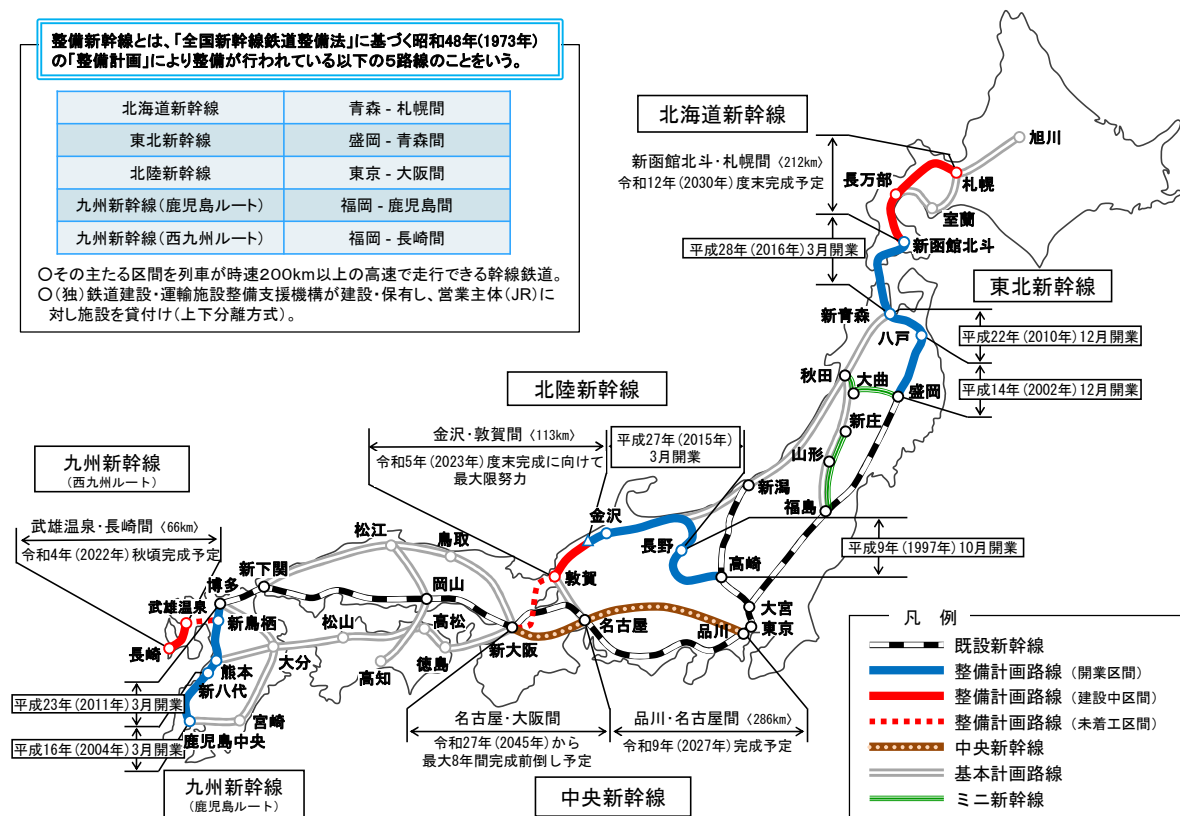
- 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）は2030年度末、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）は2022年秋頃の完成・開業を目指す。
- 中央新幹線については、現在、JR東海において、品川・名古屋間の早期開業に向け、工事を進めているところ。

【全国の新幹線鉄道網の現状】

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づく昭和48年(1973年)の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線のことをいう。

北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線(鹿児島ルート)	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線(西九州ルート)	福岡 - 長崎間

○その主たる区間を列車が時速200km以上の高速で走行できる幹線鉄道。
○(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設・保有し、営業主体(JR)に対し施設を貸付け(上下分離方式)。



【整備新幹線(現在整備中区間)】

- 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)、2030年度末の完成・開業を目指して整備を進める
- 九州新幹線(武雄温泉・長崎間) 2022年秋頃の完成・開業を目指して整備を進める
- 北陸新幹線(金沢・敦賀間) 令和5年度末の完成・開業に向けて最大限努力

【中央新幹線】

- 現在、国土交通大臣が認可した「中央新幹線 品川・名古屋駅間工事実施計画(その1)及び(その2)」に従い、JR東海において、品川・名古屋間の早期開業に向け、工事を進めているところである。

【関連リンク】

新幹線鉄道について

https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr1_000041.html

白書本文第Ⅱ部第6章第1節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2612000.html>

空港経営改革の推進

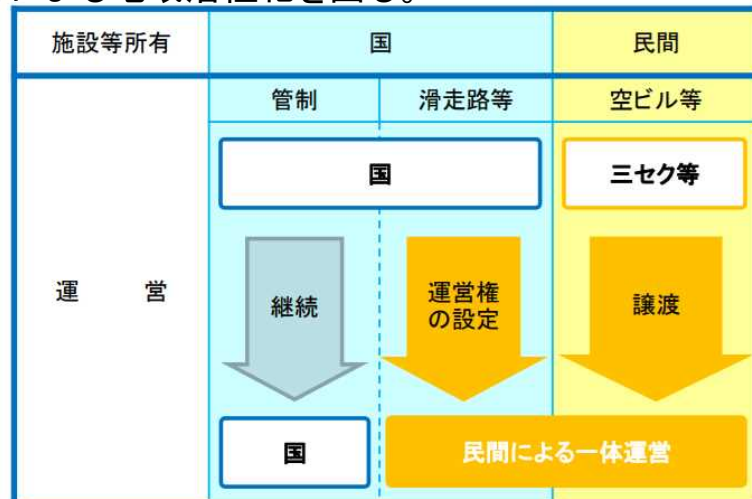
- 国管理空港等において、「民活空港運営法」を活用し、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的経営等を通じた空港経営改革を推進。
- 2020年度は、熊本空港について4月に運営委託が開始。北海道内7空港についても、6月の新千歳空港を皮切りに順次、運営委託が開始。

【空港経営改革の概要

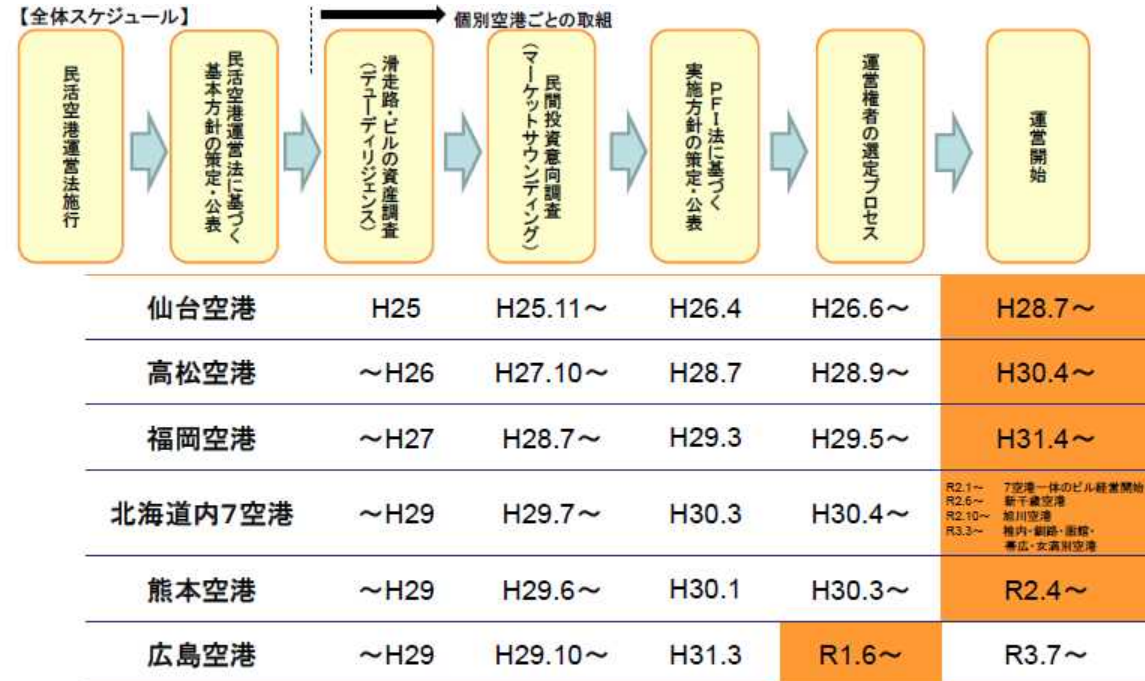
(コンセッションスキームの概要)

国管理空港等

民活空港運営法に基づき民間による創意工夫を活かした一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。



【空港運営の民間委託に関する検討状況】



※関西・伊丹空港(H28.4)、但馬空港(H27.1)、神戸空港(H30.4)、鳥取空港(H30.7)、静岡空港(H31.4)、南紀白浜空港(H31.4)では、運営の民間委託を開始

【関連リンク】

民間の能力を活用した国管理空港の経営
白書本文 第Ⅱ部第6章第1節

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000008.html

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2613000.html>

国際コンテナ戦略港湾の機能強化

- 2021年4月、港湾物流手続の効率化のため、サイバーポートの第一次運用を開始。今後、他のシステムとの連携、利用者ニーズに応じた機能改善等を推進。
- 2021年4月、搬入情報の事前照合等を行うCONPAS(コンパス)を横浜港で本格運用開始。
- 2020年10月、国際戦略港湾の入出港コストを低減するための、とん税・特別とん税の負担を軽減する特例措置の施行を開始。

【サイバーポートとは】

紙、電話、メール等で行われている民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化し、港湾物流全体の生産性向上を図ることを目的としたプラットフォーム



【CONPASとは】

コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ物流を効率化することを目的としたシステム



※Port Security カードの略。港湾の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するために国が発行するICカード

【とん税・特別とん税の特例措置】

欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が京浜港、大阪港、神戸港、名古屋港及び四日市港に入港する際のとん税・特別とん税について、1年分を一時に納付する場合の税率(純トン数1トンまでごと)を以下の通りとする。

納付種別	とん税		特別とん税	
	現行	改正後	現行	改正後
都度納付	16円	16円	20円	20円
一時納付	48円	24円	60円	30円

【関連リンク】

Cyber Port / CONPAS ポータルサイト

<https://www.cyber-port.net>

国際コンテナ戦略港湾政策について

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk2_000002.html

白書本文第Ⅱ部第6章第2節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/ht/ml/n2621000.html>

- 人口減少・高齢化を背景として、物流分野においても人材確保が困難になるおそれがあるため、物流分野の働き方改革を推進。
- トラック運送事業については、改正貨物自動車運送事業法に基づき、「標準的な運賃」の浸透を図るとともに、物流の効率化、取引環境の適正化等を推進。

【標準的な運賃の解説書】

廖正興教授〈香港經濟與政治發展〉,《中國文化遺產》

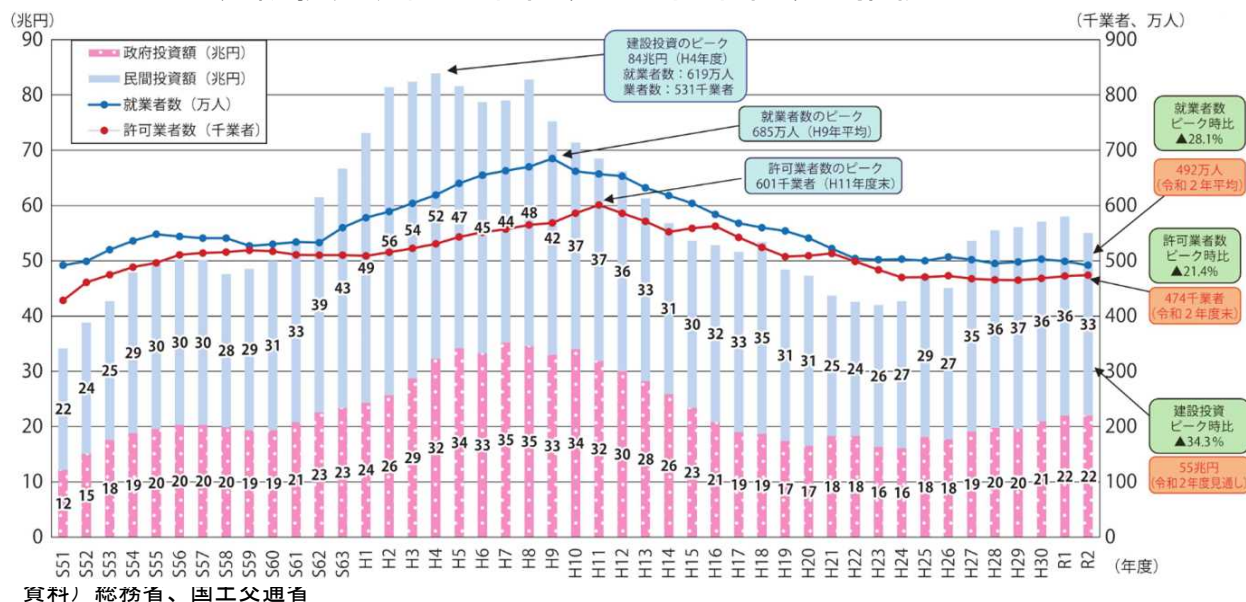
持続可能な建設産業の構築／建設産業の担い手確保・育成

- 建設業においては、担い手の確保・育成が課題であることから、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上、持続可能な事業環境の確保を目的に、「新・担い手3法」が2019年6月に成立、2020年10月一部施行。

＜建設業就業者数＞

○近年横ばいで推移しているが、担い手の高齢化が進んでおり、将来的な担い手の確保・育成が課題。

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



【「新・担い手3法」のポイント】

＜公共工事品確法＞

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定を発注者の責務すること等により働き方改革へ対応

＜建設業法および入札契約適正化法＞

- ・公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化することで、長時間労働の是正へ
- ・工事現場の技術者に関する規制を合理化し、限りある人材の有効活用と若者の入職促進等により、建設現場の生産性の向上



○これらにより建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上、持続可能な事業環境の確保を推進し、担い手の確保・育成等を図る。

【関連リンク】 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html

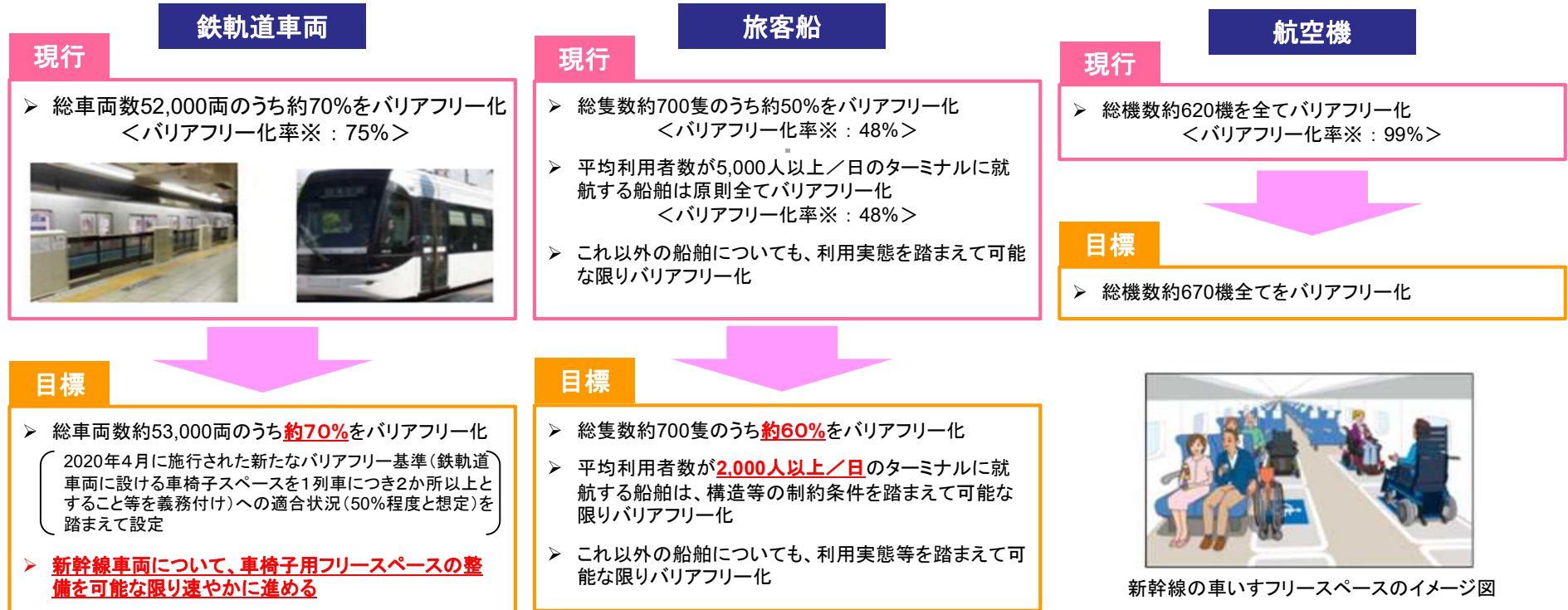
白書本文 第Ⅱ部第6章第3節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2639000.html>

ユニバーサル社会の実現

- 2020年5月、「バリアフリー法」が改正され、本年4月に全面施行。
- 改正されたバリアフリー法に基づき、「心のバリアフリー」の推進等を図るとともに、2020年12月に、2021年度から5年間を目標期間とするバリアフリー整備目標等を定めた基本方針を改正。

【バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(抜粋)】



※2019年度末の数値(速報値)



新幹線の車いすフリースペースのイメージ図

【関連リンク】

国土交通省 バリアフリー・ユニバーサルデザイン
白書本文第Ⅱ部第7章第1節

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2711000.html>

総力戦で挑む防災・減災プロジェクト

- 2020年7月、これまでの災害を教訓とし、あらゆる自然災害に対し、国土交通省の総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、「いのちとくらしをまもる防災減災」をスローガンに、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめ。
- このプロジェクトでは、関係者や他分野との「連携」による施策の強化・充実、「国民目線」に立ったわかりやすい施策の推進といった視点から、国民の命とくらしを守る10の施策パッケージを取りまとめ。

【10の施策パッケージ】

- 1 あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
- 2 気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し
- 3 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進
- 4 災害発生時における人流・物流コントロール
- 5 交通・物流確保のための事前対策
- 6 安全・安心な避難のための事前の備え
- 7 インフラ老朽化対策や地域防災力の強化
- 8 新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化
- 9 わかりやすい情報発信の推進
- 10 行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

【パンフレットによる周知】

プロジェクト内容を分かりやすくまとめたパンフレットと、住民の皆様一人一人が今できることに焦点を当てたパンフレットを作成し、普及している。



【関連リンク】

国土交通省 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/sosei_point_tk_000034.html

白書本文第Ⅱ部第7章第2節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2721000.html>

危機管理・安全保障対策／重篤な感染症（新型コロナウイルス感染症）対策

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、2020年1月30日に「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。
- 国内における感染防止対策や水際対策等に省を挙げた取組を実施。

【国内における感染防止対策】

①国交省所管業界の事業者へ要請

空港、鉄道駅等におけるマスク着用の徹底、手洗い励行、消毒液の設置、事業場の換気励行、職員間のテレワーク・時差出勤の実施等を事業者に要請

②感染防止ガイドライン

事業者等による自主的な感染予防対策を進めるためのガイドラインの策定を支援し、これに則った感染予防対策を要請（2021年3月末時点で62の団体が49のガイドラインを公表）

③公共交通機関の利用者への呼びかけ

- (1) マスクを着用や会話は控えめにする
- (2) 車内換気へのご理解・ご協力
- (3) テレワーク・時差出勤へのご協力について、鉄道駅や車内等におけるアナウンスやポスターの掲示等

利用者へのお願い

#公共交通
あんしん利用

国土交通省

④緊急事態宣言時

空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけ、主要空港へのサーモグラフィーの設置等



羽田空港での検温

【外国人等の入国拒否、検疫強化等の水際対策】

- ・航空機の到着空港の限定の要請や港湾の利用調整
- ・機内の空気が3分ですべて入れ替わることの周知
- ・入国時の検査については、成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳の6空港で2020年11月までに1日約2万人超の検査能力を確保

【関連リンク】

新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

白書本文 第Ⅱ部第7章第5節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2755000.html>



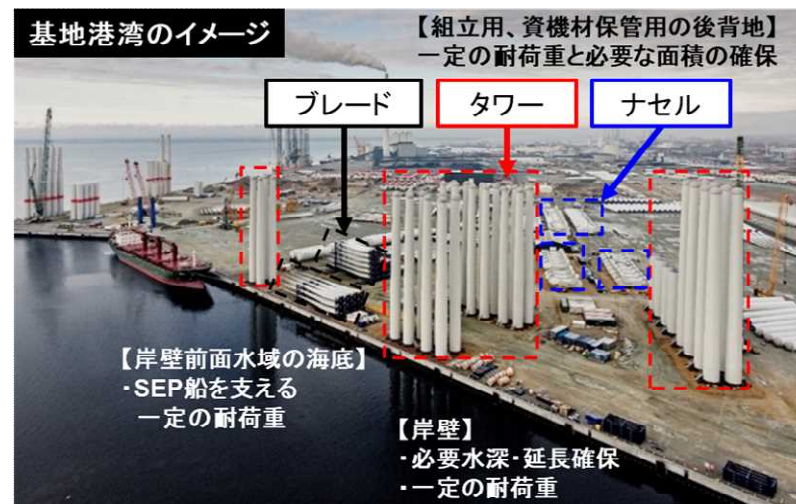
鉄道を安心してご利用いただく
ためのお客様への3つのお願い
(鉄道連絡会)



飛行機を安心してご利用頂く
ための航空会社の取組み
(定期航空協会)

洋上風力発電を支える港湾

- 洋上風力は、四方を海に囲まれた我が国において、持続可能なエネルギー源として有望視されており、2050年カーボンニュートラル実現への切り札。
- 洋上風力発電の導入促進のため、令和元年度の港湾法改正により、設備の設置、維持管理に必要な機能を備えた「基地港湾」を国が指定し、発電事業者に長期・安定的に埠頭を貸し付ける制度を創設。



【関連リンク】

国土交通省 港湾における洋上風力発電の導入

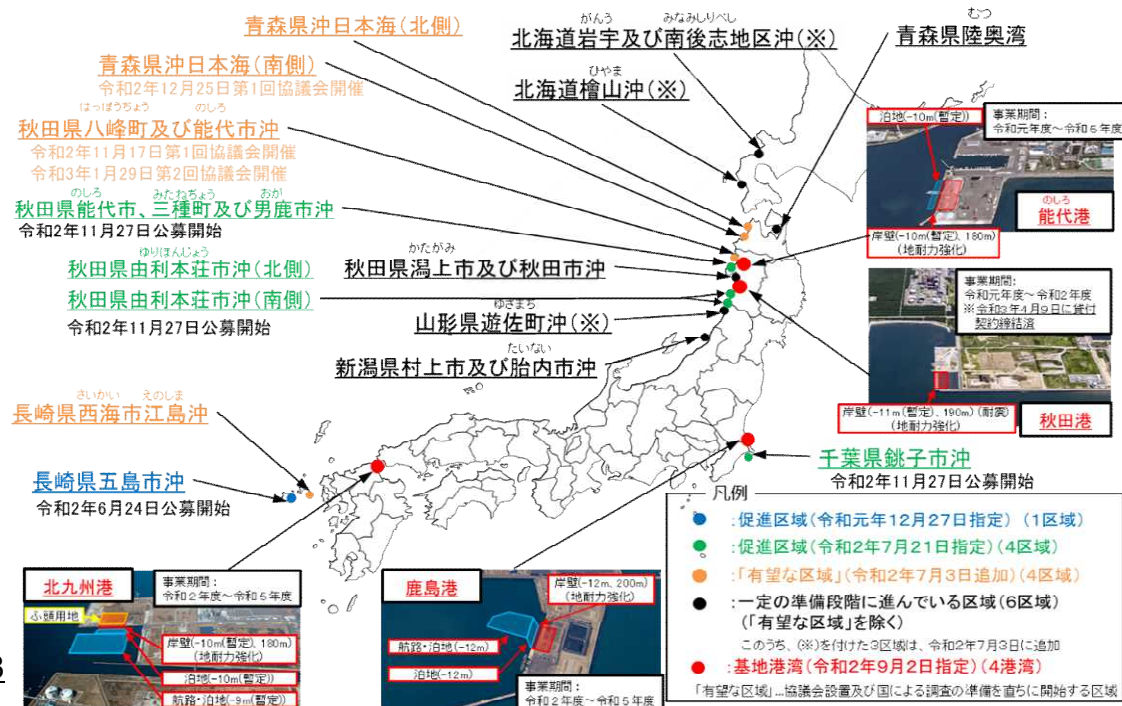
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000006.html

白書本文 第Ⅱ部第8章第1節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2813000.html>

洋上風力発電の導入促進に向けた取り組み (基地港湾・促進区域等の状況)

令和3年6月時点



モーリシャス沿岸における油流出事故への対応

- 2020年7月25日(現地時間)、日本関係船舶のばら積み貨物船「WAKASHIO (わかしお)」が座礁し、約1,000トンの燃料油が海上へ流出する事故が発生。
- 海上保安庁は、油防除等に関する専門部隊である機動防除隊員2名を含む職員4名を派遣し、海洋汚染の状況調査、衛星画像の分析結果の提供、モーリシャス沿岸警備隊への油防除に関する指導・助言などにより、早期の事態収拾に向け貢献。



【関連リンク】

海上保安庁職員の国際緊急援助隊専門家チームの帰国について <https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/post-762.html>

白書本文 第Ⅱ部第8章第5節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2850c02.html>

インフラシステム海外展開の促進①

- 2020年7月、政府の重要な成長戦略であるインフラシステム海外展開を推進するため、国土交通分野における今後取り組むべき主な施策や注視すべき主要プロジェクトをまとめた「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2020」を決定。
- 2016年の行動計画策定以降の個別プロジェクト134件の取組を分析、課題を抽出するとともに、世界の急激な変化や新型コロナウイルスの影響を踏まえた内容を充実。また、新たに海事分野を追加するとともに、これまでの8分野についても戦略をアップデート。参考として、今後3～4年間に注視すべき主要プロジェクト80件を選定。

「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2020」概要

取組の分析

- ・我が国と競合国の企業規模や競争力の差
- ・我が国企業の技術的優位性の相対的低下
- ・我が国業界の「内向き」体質と海外事業経験不足
- ・相手国の事情による 困難の発生

対応策の基本的考え方

我が国の強み：

「質の高いインフラシステム」

を軸に対応策を検討

今後取り組むべき主な施策を整理

- ・「川上」からの継続的関与の強化
- ・PPP案件への対応力の強化
- ・我が国の強みを活かした案件形成
- ・我が国コンサルタントによる調査等の質の向上
- ・我が国企業の競争力の強化
- ・我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備
- ・案件受注後の継続的なフォローアップ
- ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応

取組の分析世界の急激な変化や新型コロナの影響を踏まえた対応

- ・SDGs達成やESG投資に配慮しつつ、IoT、AIやビッグデータを活用した新技術を組み込んだインフラの海外展開やそれらの海外における先行実証を支援
- ・新型コロナウイルス収束後の公衆衛生意識の高まり、自律分散型社会への志向などの価値観の変容や、地政学的変化にも留意しながら柔軟に対応

- 分野別に、市場の動向や我が国の強み・弱みを整理し、今後の海外展開と具体的な取組等について記載。
- 我が国企業が新たな受注を獲得する観点から、今後3～4年間に注視すべき80プロジェクトを選定。

インフラシステム海外展開の促進②

- 今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者を表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を2020年度から創設。
- また、2020年度は、第2回日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合の主催のほか、各国・機関等との会合の開催、対話、覚書の締結等により、国土交通分野における国際展開・国際協力を推進。

【海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度】

2020年度実績

実績認定件数

	受付企業等数(申請企業等数)	認定証対象事業数(申請事業数)	認定証対象者数(申請者数)	認定証発行件数(申請件数)
認定数	45者(46者)	366事業(421事業)	708名(742名)	1081件(1203件)

大臣賞及び奨励賞 表彰件数

- ・国土交通大臣賞 17人
- ・国土交通大臣奨励賞 11人

【関連リンク】 国土交通省 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

https://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk3_000198.html

白書本文 第Ⅱ部第9章第1節

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2912c01.html>

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2912c02.html>

【第2回日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合】

日 程：2020年12月16日(水) 13:00～19:00(日本時間) ※Web会議

主 催：国土交通省

(後援：外務省 協力：内閣府、総務省、経済産業省、環境省)

議 長：日本・国土交通省(国土交通審議官)及びベトナム建設省(副大臣)

(ベトナムは2020年ASEAN議長国)

出席者：ASEAN10カ国・日本インフラ担当官庁次官級・局長級等、

ASCN26都市代表者、ASEAN事務局、日本自治体、

日本企業、現地企業、関係団体 等



赤羽国土交通大臣による開会挨拶

地理空間情報の高度活用：地理院地図Vector(仮称)の公開

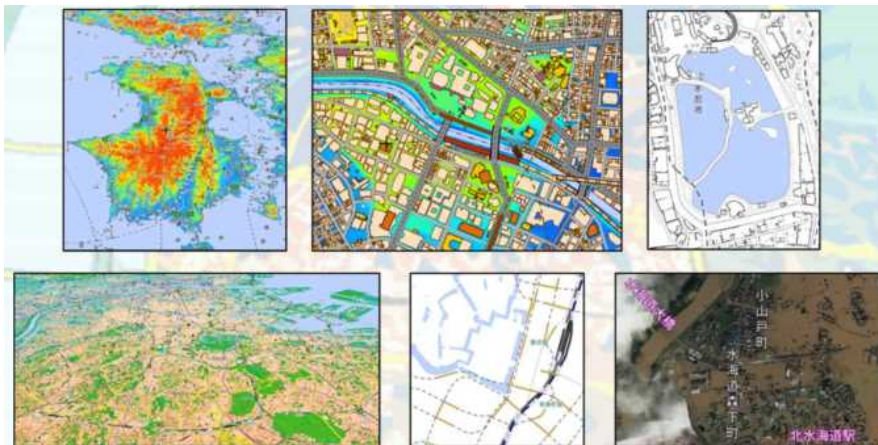
- 国土地理院は、国連ベクトルタイルツールキット (UNVT[※]) の開発に参画。2020年3月から全国の地図をUNVTでベクトルタイル化したデータを、地理院地図Vector(仮称)で公開。

【地理院地図Vectorの機能・活用例】

ワンクリックで様々な地図を表示！



地物の色、文字の大きさなどを編集可能！



【国連ベクトルタイルツールキット (UNVT[※]) とは】

- ベクトル方式による地理空間情報をベクトルタイルに変換できる技術を詰め込んだソフトウェアパッケージ
- 国土地理院職員が国連へ出向し、UNVTの開発に尽力
- UNVTは現在、国連グローバルサービスセンター（人間の安全保障に関わる活動）と国土地理院で活用されている

【これまでの取組み】

※United Nations Vector Tile Toolkit

- 2003年の電子国土Webシステム（現 地理院地図）運用開始当時から、地図を細かく分割して配信する「タイル方式」を採用
- 2014年：機械判読可能なベクトルタイル形式による配信実験開始
→利用目的に応じた地図表現が可能となった

白地図や空中写真に地名のみを重ねた地図を簡単に作成できるので、特に学校の授業や防災分野での活用が期待される。



小学校社会科の地域学習の授業に



災害時の被災状況把握に

【関連リンク】

地理院地図Vector(仮称)の全国データ公開

<https://www.gsi.go.jp/johofukyu/johofukyu200318.html>

白書本文 第Ⅱ部第10章第1節

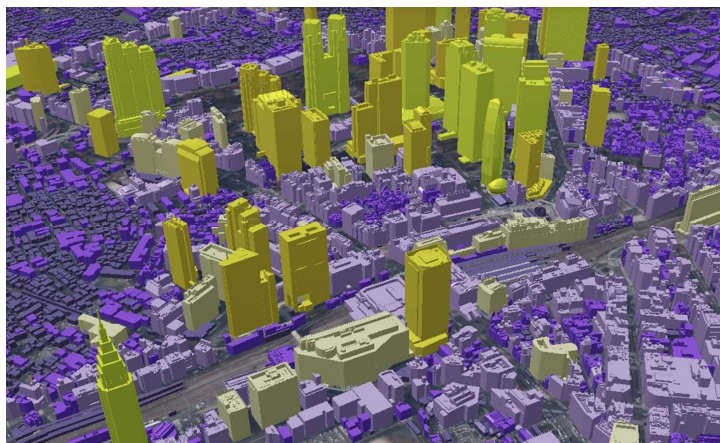
<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2a13c01.html>

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進(Project PLATEAU)

- 国土交通省は、2020年度より、「Project PLATEAU」と銘打って、実世界の都市を仮想空間上で3次元的に再現する「3D都市モデル」の整備と、これを活用し社会課題の解決を図るユースケースの実証実験を実施。
- ユースケースとしては、都市計画・まちづくりや防災対策の高度化、多様な都市サービスの創出等を想定。

【3D都市モデルの整備】

建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化。



3D都市モデルのイメージ(新宿駅周辺)

【ユースケースの例】

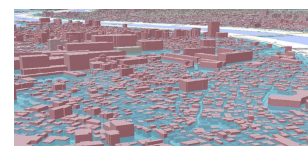
カメラ、センサー等による都市活動の可視化

- ✓ コロナ対策としての「3密」状態のモニタリングやまちなかの回遊状況の把握・賑わい創出への活用



災害リスク情報の可視化

- ✓ 洪水等の災害ハザード情報を3D化し、防災意識啓発や防災計画検討に活用



データを活用したまちづくり

- ✓ 都市構造の立体的把握、開発計画のシミュレート、都市の課題の可視化等により、スマート・プランニングを推進



新たなサービスの創出

- ✓ まちづくり、インフラ管理からエンタメ、コミュニケーションに至るまで多様な分野で市民のQoL向上に資するウェブ・アプリを開発



＜2020年度の取組み＞

- 全国約50都市の3D都市モデルを作成し、オープンデータ化
- 我が国の3D都市モデルのデータ製品仕様等を初めて策定
- ユースケースを実証し、活用事例集等の各種マニュアルを公開

＜2021年度以降の取組み＞

- 各自治体において自立的・効率的にデータ整備・更新できる手法の確立
- スマートシティの社会実装に資する高度なユースケースを実証

直轄工事における新技術活用の推進

- 脱炭素社会実現に向けて、NETIS※にCO2削減関連技術の専用ページを新設(2021年2月)。
- 一部を除く直轄土木工事において、新技術の活用を原則義務化(2020年度より)。

NETISにCO2削減関連技術の専用ページ新設

トップページ(イメージ)



CO₂削減関連技術の専用ページ(新規作成)

【CO₂削減関連技術の抽出結果の表示】 CO₂削減関連技術が一覧で表示されます

- ✓ NETISの「新技術の検索」のタブにある「脱炭素社会実現に向けたCO₂削減に関連する技術はこちら」をクリック
- ✓ NETISに登録された技術からキーワード「CO₂削減」で検



注)「CO₂削減関連技術」は、申請者から提出された申請書にCO₂削減効果等に関する記載がなされている技術を抽出したものであり、国土交通省が当該技術のCO₂削減効果等を確認、評価等しているものではない

※建新技術情報提供システム(NETIS:New Technology Information System)。国土交通省が新技術促進のため、民間企業等が技術開発した新技術に関わる情報の提供等を目的として整備したデータベースシステム

直轄工事における新技術活用の原則義務化

【目的】

ICT活用を推進するとともに、新技術の活用促進と新たな技術開発の活性化の好循環を起こし、生産性向上や激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資すること。

新設した2つの方式を加えた、4つの活用方式により発注が行われる

活用方式	詳細
ICT活用型	ICTやBIM/CIMを活用
発注者指定型	個別に新技術を指定
発注者指定型 (選択肢提示型) 新設	設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後、施工者が新技術を選択
施工者選定型 新設	受注者は原則として1つ新技術を活用(従前の施工者からの提案による新技術活用も含む)。

【関連リンク】 NETIS 新技術情報提供システム <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS>

国土交通省 新技術活用～公共工事等における新技術活用システム～ <https://www.mlit.go.jp/tec/gijutu/katuyo.html>

白書本文 第Ⅱ部第10章第2節 <https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/r02/hakusho/r03/html/n2a22000.html>

本資料と国土交通白書の本体は、国土交通省のホームページでもご覧頂けます。



<https://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>



国土交通白書

ホーム > 国土交通省について > 報道・広報 > 政策・法令・予算 > 白書・オープンデータ > お問い合わせ・申請

国土交通白書

令和3年版国土交通白書

国土交通白書全文

- [PDF版](#)
- [HTML版](#)
- [正誤表\(PDF:424KB\)](#)

概観

- [概観資料\(1枚版\)\(PDF:559KB\)](#)
- [概観資料\(第11版:21枚版\)\(PDF:3,043KB\)](#)

はじめてお読みになる方はこちら(作中)

コラム・インタビュー

動画一覧

「豊かな未来」の姿 イラスト

受賞資料

これまでの国土交通白書